

JIS

道路照明基準

JIS Z 9111 : 2022

(IEIJ/JSA)

令和 4 年 8 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊田 亜紀子	東京大学
(委員)	青木 真理	川崎市地域女性連絡協議会
	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	加藤 正樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	菅 弘史郎	電気事業連合会
	高尾 登	IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社)
	藤原 昇	一般社団法人電気学会
	松岡 雅子	株式会社 UL Japan
	山田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会
	渡邊 信公	一般社団法人電気設備学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 38.11.1 改正：令和 4.8.22

官 報 掲 載 日：令和 4.8.22

原 案 作 成 者：一般社団法人照明学会

(〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2-8-4 吹田屋ビル TEL 03-5294-0101)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 照明の一般要求事項	2
4.1 一般原則	2
4.2 明るさ	3
4.3 グレア	3
4.4 誘導性	3
4.5 光色及び演色性	3
4.6 保守率	3
4.7 環境の持続性	4
5 逐点法による照明計算	4
5.1 照明計算の準備	4
5.2 光度値の計算	8
5.3 測光値の計算	11
5.4 品質特性の計算	16
6 光束法による照明計算	20
附属書 A (参考) 路面輝度測定方法	21
解 説	25

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人照明学会（IEIJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Z 9111:1988** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

道路照明基準

Recommendation for roads lighting

1 適用範囲

この規格は、安全で円滑な道路交通に必要な照明の要求事項及び道路照明（ただし、トンネル照明は除く。）の設計に必要な輝度及び照度の計算方法について規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS Z 8113 照明用語

JIS Z 8726 光源の演色性評価方法

JIS Z 9110 照明基準総則

JIS Z 9112 蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JIS Z 8113** 及び **JIS Z 9110** による。

3.1

道路

企業の構内などを含む、歩行者及び車両の交通の用に供する道

3.2

道路利用者

道路を利用する歩行者及び車両の運転者

3.3

視環境

光の状態及び物の見え方など、心理的な評価も含めて、主として定性的に扱う環境であって、この規格では、主に道路利用者の視野内に見える環境

3.4

路面照度

路面における水平面照度